

カラオケ騒音の防止にご協力を！

近年、工場や自動車の騒音のほかに、身近に発生する飲食店などの営業騒音、商業宣伝などの拡声機騒音、ピアノ、クーラーなどの生活騒音など、いわゆる近隣騒音が問題となっています。

特に、飲食店営業に伴う夜間の騒音は、くつろぎや睡眠の妨げとなり不快なものです。みなさまのお店では営業騒音、カラオケ騒音などで周辺の方々に迷惑をかけていませんか？

飲食店・喫茶店・カラオケボックス等の営業について「京都府環境を守り育てる条例」では、騒音の基準や音響装置の使用制限などが定められています。



一般に騒音とは「好ましくない音」、「不必要な音」ですが、人により音に対する感じ方には、大きな差があります。近隣の人々とコミュニケーションをすることにより、相互理解を深めることも大切です。お互いを思いやり、近隣騒音の防止にご協力をお願いします。



【防音対策例】

騒音の防止は、事前に計画するほうが効果的です。苦情等があつてから対策を立てると余分な費用や時間がかかります。

- (1) 窓 : 二重窓にするか、密閉する
- (2) 壁 ・ 天 井 : 吸音材、遮音材を取りつける
- (3) 排 気 ダ ク ト : できるだけ高くする
- (4) 換 気 扇 : 消音型にする
- (5) クーラー室外機 : 敷地境界から離して設置する、低騒音型にするなど
- (6) 出 入 口 : 二重構造にする
- (7) ス ピ ー カ ー : 音量を小さくする
- (8) 店 外 : 話し声や自動車の発着音、扉の開閉音に注意する

夜間営業における騒音の規制

* 規制対象となる営業 *

飲食店、喫茶店及びカラオケボックス（カラオケ装置を使用させて営む営業）等

夜間営業における騒音規制基準表

用途地域 時 間 帯	騒 音 規 制 時 間 帯	音響機器使用禁止時間帯
	午後 10 時 ～翌日午前 6 時	午後 11 時 ～翌日午前 6 時
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種 住 居 地 域 第 2 種 住 居 地 域 準 住 居 地 域 田 園 住 居 地 域	40 デシベル	音響機器の使用禁止* （ただし、防音設備の設置により営業所内の音響機器から発する音が外部に漏れない場合を除く）
近 隣 商 業 地 域 商 業 地 域 準 工 業 地 域	50 デシベル	
工 業 地 域	55 デシベル	

* 音響機器とはカラオケ装置、ステレオ、ジュークボックス、有線放送装置、拡声装置等をいう。

* 勧告・命令・罰則等 *

- ・ 上記の規制基準を順守しない場合、行為の停止、施設の改善、営業時間の変更その他の必要な措置を勧告することができる（勧告）。
- ・ 勧告に従わない場合、その勧告に従うよう命じることができる（命令）。
- ・ 命令に違反した者は、5 万円以下の罰金とする（罰則）。

< 問合せ >

行政機関名	管轄	電話番号
北部環境共生センター	北、上京、左京、 中京、右京区	075-701-9800 FAX:075-701-9810
南部環境共生センター	東山、山科、下京、 南、西京、伏見区	075-671-0511 FAX:075-671-0322
環境保全創造課		075-222-3955 FAX:075-213-0922